

くというのが話の筋であります。それがどうしても規制があつて難しいということであれば、それなりの手順を踏んでいく問題と思われまゝ。客観的にこういうことが非常に難しいとか、そういう手順があれば、旅館業法を規制緩和とかいう話に持っていくべきであるのに対して、いきなり空き家があるから旅館へという話に持っていくところが非常に問題だと思ひます。

○堀江課長 今、空き家で33㎡を超したところというのは世の中にたくさんあると思ひます。空き家対策で、33㎡ぐらいのもので簡易宿所として実際にやっているところの事例、別に兵庫県でなくても、群馬県にあつて、山形県にあつて、こういうことをモデルにやっていますというようなものがもしあれば示していただくと、33㎡を超しても超さなくても、それは決めなのでいいのですが、そのパターンで旅館にしている、例えば女将がいるのか、帳場でどういうレジをつくっているのかわかりませんが、その辺が知りたいと思ひます。

○澤野 今すぐには事例はございませんけれども、基本的に旅館をしたいというのが主目的ではなくて、やろうとする内容が旅館業法に抵触するからそれを何とかしたいというところがございます。繰り返しになりますけれども、地域のNPOとか、地域の団体が、都市との交流の中で、都会からの人が泊まる場合に有料であると旅館業法上の制約があるので、そのために農家民宿と同等の形をとっていただきたいと。

○秋山構成員 それならば、先ほど座長がおっしゃったように、ほかの県でやっているところがあるわけですね。貸しているところが、その形をとればいいのであつて、旅館業法に適用させようとしているから問題が出てくるのではないですか。なぜ、そこで旅館業法にこだわっているのかがよくわからないのですが。

○春名（本橋構成員代理） 千葉市でございます。私も勉強不足で恐縮ですが、伝統工芸の定義みたいなものは法律的に何かありますか。先ほど課長がおっしゃったように、農業体験とか漁業体験がまずメインであり、早起き等がついて一体化されているということで、宿泊も伴いますという中で、伝統工芸という、一定のルールがないと旅館業法逃れではないですが、規制緩和がかかりまゝと。うちがやっているのは伝統工芸の一環で、規制緩和の対象ですというような旅館業法逃れが懸念されるのだと思ひました。

○澤野 伝統工芸品につきましては、伝統的工芸品産業の振興に関する法律というのがございますので、それによる規制がかかっております。

○長見構成員 御説明にないのですが、例えば丹波焼を焼くというのは、24時間窯の火をたきながらとかありますね。それを体験させるというのがあつて泊まる必要がありますというのでしようけれども、伝統工芸を体験するというところに主力を置いて、泊まる話をそれほど強調しなくてもいいような気がします。食事を出さないというのであれば、ただ寝るだけですね。それでもだめなわけですか。

○澤野 丹波焼については、おっしゃったとおり、一たん火をつけると50～60時間要するということがあるのと、よくあるのは、観光バスで来て絵だけ描いて帰る。成果物は後日送

りますというのもありますけれども、それでは、自分が手ひねりでやったりする形はなかなかとりにくい。そういうところに聞きますと、きっちりとしたものをつくるには、一つの製品をつくるのに2、3日かかるという話です。それであれば、やはりそこに泊まってじっくりと腰を下ろしてそういうものをつくるというのが、理想的な形でございます。

○倉田座長 わかりました。それでは、時間も相当オーバーしてしまいましたので、今日の田舎暮らし小規模民宿の規制緩和要望につきましての検討会ですが、簡単にまとめて結論を言えば、継続という形にしたいと思います。ここで決めるのは無理かなということもありますし、23年の12月21日から今日を含めて8回、検討会の議題とされております。並行して行った町家・古民家を活用した宿泊施設と比較すると、地域振興空き家活用対策の要望ということで、それは理解できますが、対象の施設その他のものが、今、説明していただき、私も指摘したように、特定されていない。非常に疑問が幾つもつくような点がございまして。利用者の安全確保という問題につきましても、見えていない部分があるということで、23年度中にということに来ておりますが、今日、最終的に結論を出すような状況ではないと思いますので、継続としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○秋山構成員 論点がしっかりしていないですね。

○倉田座長 最初に私が疑問を呈したように、趣味でスキーやるのと何が違うのか、そこは今もってはっきりしないです。伝統工芸もスキーもジャガイモを掘るのもみんな同じだと思いますが、そのような点からの旅館営業法という問題とどこがどう違うかという問題と、人の家を借りてお金を払ってそこに住むもいいし、料理をつくる時はそこを借りてつくる、それはいくらでもあちこちでやっているわけで、別に旅館営業法違反だとかという例はどこにもないわけで、もう少しあちこち現場を勉強されて、もう一度きちっとした具体的な話でないと、緩和すればいいという話にはならないと思いますので、その辺のところをもっと詰めた話をいただけないかということ、兵庫県さんの方には要望して、今日はこれまでにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○倉田座長 今日のところは、そういうことで継続ということにしたいと思います。兵庫県さん、よろしいですか。よろしくをお願いします。

○澤野 貴重な時間をありがとうございました。

○倉田座長 この件に関しましてはこれまでにいたしまして、次に、臨時構成員あるいは出席者が入れかわりまして、まつげエクステンションについての議題に入りたいと思います。

本日は、関係者お二人からお話を聞くことにいたします。事務局から紹介をお願いします。

○鶏内課長補佐 出席者の御紹介をいたします。

本日は、オブザーバーといたしまして、消費者庁消費者政策課黒田課長。意見聴取といたしまして、社団法人日本理容美容教育センター教科書編纂委員会美容技術理論小委員会

委員長であり、美容師として美容室を経営しておられます山崎様。

○山崎（社団法人日本理容美容教育センター教科書編纂委員会美容技術理論小委員会委員長） 山崎です。よろしくお願いいたします。

○鶏内課長補佐 また、一般社団法人 NEA 日本まつげエクステ協会理事長の柿崎様に御出席をいただいております。

○柿崎（一般社団法人 NEA 日本まつげエクステ協会理事長） 柿崎です。よろしくお願いいたします。

○鶏内課長補佐 山崎様には、美容師養成施設の教科書に、まつげエクステーションについて盛り込むこととした趣旨について。柿崎様には、まつげエクステーション関係団体としての御意見を伺うこととしております。

関係団体の資料といたしましては、参考資料5にまつげエクステーション協会連合会加盟協会名をお示ししてございますので、御参考にしてください。参考資料4といたしまして、まつげエクステーションの導入予定の内容をお示してございます。

それでは、座長、よろしくお願いいたします。

○倉田座長 それでは、最初に説明いただきますが、すべての説明をお聞きした後に質問等をお受けしたいと思っております。

それでは、山崎さんの方から説明をお願いします。

○山崎 山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、どういった御質問をいただくのか、楽しみにしておりましたので、私から申し上げたいことは、私は美容学校で使う教科書を編纂する委員をさせていただいております。そういう中で、教科書の中にまつげエクステーションを、今回、2ページにわたりまして記載するようにいたしました。

どうしてこの時期に、4月から使う教科書に載せさせていただいたかと申しますと、美容の教科書はおおむね2つに分かれます。非常にベーシックな学科を中心としたもの、技術を中心としたものもございます。私は技術を担当させていただき、おおむね教科書は5年に一遍大きく変えますが、技術は社会のニーズや流行を踏まえ、1年次一遍ぐらいつつ必要があれば改正・訂正してまいります。そういう中で、今回、社会のニーズにまつげエクステーションはあってもいいのではないかということから検討し、そして、毎年、2万5,000～6,000人が受ける試験に生徒たちを送り出すために、この勉強をするように仕向けさせていただくようにいたしました。

何かそのことについて御質問等ございましたら、いろいろ御説明申し上げていきたいと思っております。

○倉田座長 今の説明で終わりですか。

○堀江課長 参考資料4は、前回の会議で提出させていただいているものをもう一回出しているということですので、今、背景のところを御説明があったのだと理解しました。

○倉田座長 教科書というのは今の話ですか。

○山崎 はい。

○倉田座長 それでは、柿崎さん、説明をお願いします。資料はどれですか。

○柿崎 要望書というものを提出させていただいておりますので、そちらの方をごらんいただけますでしょうか。

資料3の1ページをごらんいただけますでしょうか。まず、当協会は、まつげエクステによる健康被害やトラブルなどが起こらないための安全対策を第一に考えておりまして、まつげエクステの技術者、施設、養成所のガイドラインの作成と、技術検定試験などを実施しております。今回、安全対策を第一に考えまして、当協会が考える対策について、ここにまとめさせていただきました。こちらを読ませていただきます。

まつげエクステの消費者の安全を守るためには、まつげエクステの資格を、美容師免許とは別資格とした上で、美容師免許保持者は、まつげエクステの資格取得要件を緩和するなどの措置をとり、その上で、一定基準の下でのみ、まつげエクステの施術が行える許認可制度など、何らかの規制の下にまつげエクステを置くことが根本的な解決策だと考えています。

現在の美容師法第2条第1項の解釈では、パーマメントウェーブ・結髪・化粧などの方法により、容姿を美しくすることにまつげエクステが該当するという解釈になっていますが、これですと、美容師免許を取得すれば、専門の知識や技術を持っているか否かにかかわらずまつげエクステを行えると認識されかねず、消費者の安全を守るには十分ではないと考えています。

知識面においては、美容師養成所のカリキュラムとまつげエクステの施術に必要となる知識では、一部、衛生管理などが重なっておりますが、それ以外の部分では違うところがたくさんあります。ですが、技術面においては、まつげエクステには、はさみではなくツイザーというものを使用したコンマ数ミリ単位の、緻密で繊細で正確な作業が要求されます。ここまで精密なまつげエクステ技術というのは美容師試験で求められる要件ではなく、別の資格として位置づけることが適当であると考えます。

まつげエクステが、美容師法ではなく、何からの規制の下に置かれることについては、当協会は積極的に取り組んでまいる所存です。その規制の内容につきまして、当検討会の場において構成員の皆様にお知恵をいただけますよう、お願いいたします。

まず、美容の定義について、首から上の容姿を美しくすることというのは、必ずしも美容として定義に含まれるものではないのではないかと考えています。ですから、まつげエクステを美容と解釈するというのは一たん置いていただけないかというふうに思っています。美容師試験の実技で扱う髪の毛と比べて、まつげは毛という部分では共通していますけれども、目を扱うという体の中では最もデリケートな部分を扱いますので、この違いというのは無視できないと思います。

ですが、美容師法から、美容という解釈から外すとすると、美容師がするわけではなくなりますので、誰がしてもいいのかと言われると、それもやはり安全は守れないと思いま

すので、何らかの試験、資格制度が必要になると思います。それが民間資格ですと、やはり資格を取らずに施術することが規制できませんので、公的な資格になるように何らかの方法を考えていただけたらと思います。

安全対策に必要なと思われる4つの項目を資料でお渡ししていたと思います。要望書の次に当協会が定めておりますガイドラインを入れております。このガイドラインは、安全技術のガイドラインとまつげエクステ施設における安全衛生ガイドライン、技術者とサロンの安全衛生ガイドラインを掲げております。それ以外に養成施設のガイドラインというのもありまして、そちらは認定校資料という形でお渡ししております。

まず、まつげエクステのスクールの規定、技術者の規定、店舗・サロンの規定、そして、道具の規定、この4つの安全規定というのをつくらないと、万全の安全対策とは言えないのではないかと考えています。

まつげエクステの装着方法についても、構成員限りとなっている資料の2ページ目にありますが、そちらを見ていただいているでしょうか。まつげの図が載っているものですが、まつげのエクステの技術について、今回、少しお話しをさせていただきたいと思って、簡単にわかりやすく図をつくって持ってきました。

まず、まつげエクステというのは、もともとの人間に生えているまつげに人工毛を装着していくという技術になります。とても細かい作業になりますけれども、実は、想像以上にもっと細かい作業をしなければ、安全性は守られなくて、装着イメージの下の、ワンバイワン装着の重要性というところをごらんください。人工毛を装着するときは、必ずまつげ1本だけに人工毛を装着しなければならないというふうに技術ガイドラインで定めています。ほかにも重要な項目がたくさんありますけれども、今回はワンバイワン装着について少しお話しをさせていただきたいと思います。

まつげ2本にまつげ1本を装着してしまった場合、完成時点ではワンバイワンでも、ワンバイツウでも、見た目は全く同じになりますが、まつげというのは常に生まれ変わりを繰り返しています。片目で大体80本～250本、それが3か月で生えかわりますので、毎日毎日成長している毛や抜け落ちていく毛があります。まつげの2本に1本の人工毛を装着してしまうと、2本の片方が成長段階にあたり、もしくは休止期毛といいまして、抜け落ちる段階にあつたときにいろいろなトラブルが起こってきます。

例えば1本が成長している場合、その成長していく力によって、まつげが引っ張られたり、押されたりして、むずむずかゆくなったりします。かゆみによってまぶたをかいてしまったり、角膜を傷つけてしまったりすることが起こります。また、2本のうちの1本が休止期毛だった場合、抜け落ちた毛根はとても固いのですけれども、その固い毛根がまぶたに当たって、ツンツンと突くような感じで痛みやかゆみが生じます。それによってまつげを引っ張ったり、かいてしまったりすることで眼球が傷つく。角膜はとてもデリケートな部分になりますので、まぶたをこすっただけでも傷つくことがあります。安全を守るためには、勿論、衛生管理も大事ですし、知識面においても幅広い分野の知識が必要になり

ます。技術の部分においても、専門的な技術トレーニングを積んだ人でなければトラブルを起こしかねないということです。

ワンバイワン装着をするために、まつげというのは、長い毛、短い毛、細い毛、くせのある毛とか、いろいろな毛があります。その毛の中から、ツイザーというピンセットのようなものを使って、まつげ1本だけをかき分けて避けていく作業をします。避けている間に真ん中の1本に人工毛（ラッシュ）をつけるという作業が必要になります。ただ単に、ラッシュにグルーをつけてまつげに乗せていく、つけていくというような簡単な技術ではなく、かなり精密で緻密でトレーニングを積んだ人でなければ安全な施術はできないと考えています。

こちらで認定しているスクールでは、協会の統一テキストを使用して教育しています。今日はテキストを持ってきていますが、必要であれば回しますが、どうでしょうか。

○倉田座長 回してください。必要であれば、コピーを要求することもあるかもしれません。中身を見てからです。

○柿崎 まつげエクステについて、知識の部分というのは、やはり衛生部分の知識も必要になりますし、皮膚に関すること、目に関すること、そして眼病に関することも大事ですけれども、まつげエクステに必要となる道具に関する知識、そして、どういう施術をしたら安全か、どういう施術をしたら危険かというような専門の知識が必要になると思います。その部分はまつげエクステに特化した専門知識になりますので、まつげエクステ専門の技術者、それだけを毎日集中的に訓練を重ねた技術者を、これから認定していくことが必要だと考えています。

現在の教育内容については、今、テキストをお返ししていますけれども、こういったテキストの内容は、もともとまつげエクステというのは、私は10年ほど前からやっています、そのころのまつげエクステというのは、数本のまつげに数本になったまつげをつけていくというようなものでしたが、それですと、やはりいろいろな問題点が出てきます。先ほど言いましたワンバイワンの問題などです。

そういったいろいろな失敗や経験を積んだ上で、こういう知識が必要だとか、例えば衛生知識はこれだと不十分だとか、経験をもとにテキストを作成しています。今のものは、眼科の先生や内科の先生や専門家の方の指導や監修を受けて作成しておりますが、それでも足りないところはまだまだあるかもしれませんし、こういった内容は、毎年新しく作りかえていくべきだと思います。まつげエクステに対して、何が安全で、何が安全ではないか、どういう教育機関が必要なのかというのは、まつげエクステの業界の中でしっかりと検討していく必要があると思います。それが全国で統一した内容になるべきだというふうに思っています。

まつげエクステに関して、8年ほど前ぐらいから日本で始まって、すごく広がって、2008年の通達がありました。2008年の通達までに、とても多くの方々が、まつげエクステを、精密な緻密な技術だけれども、とてもやりがいのある、人を美しくすることで喜びが

得られるということで、天職だと思って頑張ってきた方々もたくさんいらっしゃいますが、その方々が通達を受けて、美容師でないとできないということで、お仕事を失ったり、転職されたりというような現状がありして、そういった方々の中には、美容師としては、適性は違うけれども、まつげエクステの適性はとてもある人もいます。そういう方は美容師免許の資格のために学校へ行かれますけれども、試験には合格できないのです。まつげエクステの技術はすごく上手でも、美容師のヘアカットやロット、ワインディング、オールウェーブなどの技術に関しては上手ではないという人もいますので、まつげエクスの仕事というカテゴリをつくるためにも資格認定が必要だと思っています。

以上です。

○倉田座長 ありがとうございます。

ただいまの山崎さんと柿崎さんの御説明に、質問あるいは御意見がある人はどうぞ。

○秋山構成員 協会さんとしては、厚生労働省からの通達のとおり、美容師の資格をお持ちの上で、なおかつ協会の認定したまつげエクステの何らかの資格を持った人が、この業を行うべきであるというのが、基本的な姿勢として理解してよろしいのですか。

○柿崎 当協会が考えておりますまつげエクスの技術者の位置づけは、美容師ということで認定というわけではなく、まつげエクステが美容師法に基づく美容だという解釈から外していただいた上で、何らかの規制をとっていただきたいと考えています。

○倉田座長 美容師というのは、大きく分ければ衛生管理と技術の話ですね。今おっしゃったことからいけば、目の部分の衛生管理とまつげの部分の技術というふうに分けられると思いますが、これに関して、美容師法とか理容師法とかに並ぶものとして位置づけられるのか。私がそれを述べる立場でもないのですが、福下先生、何か質問なり御意見をくださいますか。

○福下臨時構成員 非常に特殊な技術であるということはお話からわかりますけれども、それゆえに非常に教育が大事ではないか。個人の教育と同時に、まつげエクステンションにかかわる施設及び技術者の、特に衛生面についてのことがきちっと解決しなければ、今、あなたのおっしゃったような特別な資格認定というのは、私はちょっといかがかと。

まず、美容学校においては2,000時間以上のカリキュラムがあります。それは、首から上といますか、いろいろな基本的な衛生面を含めたことで、法律面ですとか2,000時間。今、拝見したものではスクールでは100時間、あとは自宅というのが200時間ありますけれども、やはり目のところにかかわる仕事をするにすれば、100時間でどれだけ国民の目の安全にかかわる教育がされるか、非常に私は疑問を持っております。

まつげエクステンションというのは、私もいろいろと勉強をしていますが、今は規制がない状態で、まつげについても、人工まつげ、それは化学繊維、時には動物性の毛を使うこともあると聞いております。つける位置も、根本に直接つけるとか、1~2mm離してつけるとか、グルーなどについての規制も今のところ日本ではない。そういうことから考えますと、目の周りのアレルギーですとか、技術の未熟さ、製品により、揮発性のもの

を使えば角膜障害とかということが非常に多い。更に、それに使うものに対しては、全部は確認しておりませんが、医療で使うようなオートクレーブですとか、煮沸消毒についての推奨はない状態です。そうしますと、感染症の問題が大きな問題になると思います。

そういうことを考えたときに、まつげの技術だけが特殊だからという考え方で進めることは、これだけ多くの国民が関心を持っているときに責任を持った施術はできないのではないかと私は思っております。ですから、いただいた資料だけでは非常にクエスチョン、クエスチョンというところです。

○柿崎 まず、教育時間に関しては、これはあくまでも最低時間になります。ですから、必ず 100 時間というわけではなくて、ここから技術の部分で、とても器用な人だと 100 時間、時間のかかる人ですと、その 3 倍、5 倍ぐらいかけて同じレベルに達するまで努力をされる。実際に 100 時間と設けておりますのは、あくまでも協会が定める最低時間数ということで御理解いただければと思います。

知識の部分に関しては、おっしゃるとおりで、勿論、衛生管理がなければ絶対に安全性は守れないと思っております。例えば手指消毒の場合はこういう規定でしてください、器具についてはこういう消毒管理をしてくださいということで、協会の方で定めているガイドラインがあります。それにのっとって手指の消毒、道具の消毒、お客様の施術環境、施術室の状態ですとか、施術台の消毒、そういったこともガイドラインで定めておまして、その下に施術を安全に行うという対策をしております。

実際にその内容が、消毒剤の適性などの部分に関してはまだまだ検証が必要だと思いますし、例えばツイザーの消毒は消毒剤での消毒ではなく、オートクレーブを使用しなければ完全ではないということであれば、オートクレーブを必ず施設に導入しなければならないというようなガイドラインを策定するというように、今後、まだまだ課題はたくさんあると思います。まつげエクステの施術が、美容師でなければいけないというのと、例えば教育時間ですとか、それが美容師に比べてとても短いというのは、内容ですとか、必要項目を満たしていれば、短くても問題ないと考えています。

○福下臨時構成員 教育というのは非常に重要なことで、今のお話を聞いたので、先ほどよりもう少し踏み込んでさせていただきますけれども、衛生という消毒の観念は非常に重要な問題です。目で見たところで何もしなければきれいだというのが一般的な方です。そこに埃があればわかる。しかし、医療の関係から言いますと、すべてばい菌だらけです。特に髪の毛ですとかまつげとかは非常にばい菌が多い。目の手術するときにはまつげを切るというぐらい、目の周りを消毒するというくらいばい菌が多い。そういう衛生観念は、やはり時間をかけた教育の中でされるものだと思います。ですから、まつげエクステは、美容学校の教育でも 2,000 時間ぐらいありますけれども、そういう基本的な教育の中で、更に技術としてまつげエクステ、難しい技術をするというのが順当なものかと思っております。

現在、日本には美容師法という法律があるわけですから、それを利用することによって

基本的な教育がされ、更にプラスしてまつげエクステーションというものが出てくるのではないかと考えています。私は、美容師学校での教育に、まつげにかかわる、特に目の周りの衛生面、医学的な問題をカリキュラムにさせていただくことを望んでおります。

○堀江課長 今日柿崎さんに来ていただき、今回初めて実際にエクステーションをやっておられる方にお話しいただいたという意味では、具体的な話がお聞きできているように思います。今の協会に入っていらっしゃる術者の方がどれぐらいいらっしゃるか。もう一つは、こういうふうにすべきだという話はわかりましたが、今時点でどういう取り扱いになっているか。要するに、美容師であることを極力勧めているような形になっているのかどうかという辺りをお聞きしたいと思います。

山崎さんには、今回、教科書に入れていただくようになりましたが、これは全員が勉強することになるのかを柿崎さんの次に答えていただければと思います。

○柿崎 当協会の会員数に関しては、それほど多くなく、現時点で459名です。その中で協会の趣旨は、あくまでもまつげエクステによる健康被害やトラブルを防止するための技術の認定という形にしておりまして、その資格に関しては、これから美容師を目指す方も含めると、やはり美容師免許を持っていない人が大半になると思います。美容師免許を持たれていない方が、正確に把握しているわけではないですが、8割程度ではないかと思っています。

○山崎 ただいま御質問いただいた中で、美容学校を出た人間が、まつげエクステーションを教科書に載ったものでそれを勉強するのかということをお質問いただきました。

○堀江課長 今度、美容学校へ入られる生徒さんは全員これを勉強するのですか、というのが質問の内容です。

○山崎 勿論、全員が勉強いたします。そして、学校の授業は、その中でカット、メイク、着付けなど、御自分の希望する技術を更に深く追求して、いわゆるスペシャリストを養成してまいります。最初は全部やりますが、途中から専門部が変わっていきます。

冒頭で申し上げませんでしたので、ここで御説明させていただきたいと思いますが、私は美容師であり、美容師の立場でこの教科書を書かせていただきました。この教科書を書き、美容師を養成するということは、美容師法にあるパーマネントウェーブ・結髪・化粧など、首から上の美容をもって美しくするということ、これは昭和32年に法律がつくられ、私たちはそれをしっかりと実行してまいりました。化粧の中にまつげエクステが入るということは、確かにこれは細かい仕事で非常に難しい仕事であります。でも、美容師は今までも、つけまつげをする、カットをする、あるいはネイルをやる、細かい仕事にはスペシャリストがいて、専門のアドバイザー、指揮する先生がいて、2年間の授業の中で本当に詳しく勉強してまいります。ですから、卒業した生徒が美容室に入り、まつげエクステ、ネイル、着付けをやっていけば、更にそこで技術を磨いてお客様に接するわけです。

美容室は保健所の管理下にあり、大きさも、清潔さも、そして安全で安心な場所を絶えず保健所から御説明いただいております。そういう中で2年間、卒業した美容師が美容室

で働く中で、何ととっても大事なことは、仕事が独占的な仕事、つまり、どうしても私たちのやる仕事というのは美容を除いてこれはありません。ですから、美容師法に守られて仕事をしている中で、業務独占がもしなくなったらこれは大変なことです。ですから、美容師は更なる2年間の中で、皮膚の勉強をする、生理解剖を勉強する、消毒法を勉強する、感染法を勉強する、いろんなことを2年間にわたり専門の方々から徹底して学んでおります。その美容師が更にまつげエクステを志すのであれば、特別授業で、あるいは課外の授業で更に勉強を続けてまいります。

大事なことは、簡単な施設、あるいは、これからやろうとする施設ではなく、現に保健所、あるいは国で認められた学校で育った生徒がそこで育ち、仕事を学び、しかも教科書の中から人間の体のこと、目の周りの粘膜、これは大変なことです。そういったものをしっかりと勉強し、更に技術を磨きお客様に接するわけです。現にある美容室、しかも保健所の管理下にあつて、衛生的、安全、そういったものをしっかりと見ている美容室でやっていくこと、その中で私たちが法律を守って、更に技術を磨いていく。これは、これからも続けてまいりますし、そのために今回、社会のニーズの中で必要なまつげエクステを教科書に取り上げさせていただきました。当然、これは先生方も勉強するし、生徒も更なる勉強を続けていく。そういう点では業務独占の美容師法をしっかりと守っていただき、この業務独占を私たちは何十年か守ってきているわけですので、どうかこの業務独占、美容師法を大事にさせていただきたいと切にお願いして、私のお話を終わらせていただきます。

○三浦臨時構成員 私は臨時なので途中からですが、何回かこれに出させていただいて、毎回、この話は堂々巡りしているわけです。要は、特権を守りたい側、そうではなくて、私たちにもやらせろという側の完全に対立構造です。私は自分もワンバイワンでエクステをやってもらっているからよくわかるし、あそこで働くお嬢さんたちもすごくまじめで一生懸命やっているのもわかります。今から美容学校に行けません、行けない私たちは資格がないと見なされるのですか、それは余りにもつらいですねという御意見も現場から聞いています。一番不思議なのは、今まで業界のお話も聞きましょうとたくさん呼びましたね。9つもある何とか協会とか、前回もいろいろ来ましたけれども、全然統一感がないというか、それぞれ自分たちの協会のことを考えていて、一番気になるのは、ここの9つはなぜ一つになれないのかということなのです。

私たちは教えているところでございます、私たちは資格を出したいのですと、それはわかります。消費者の安全を守ってもらうためには、それなりの知識も必要です。だからこそ、美容師免許のような特別なカリキュラムと時間とお金と根性をかけて皆さん資格を取っているわけです。どちらも利用者のために役に立ちたい、消費者をきれいにあげたい、というお気持ちがあることは共通で、利権ではないけれども、お金を取る仕事だから、その辺が業界団体のそれぞれの何かが見え隠れしてしょうがないです。だから、本当にやる気があるならば、九つ全部統一した、きちんとした資格を、別個なら別個でやりたいということを、ちゃんとやるには全然足りていないし、要望書の書き方までは言わないけれ

ども、「まつげエクステ消費者って何？」という感じです。その辺もきちんとやってから来た方がいいと思います。

一つ質問は、プロアイリスト検定が、エステもそうですが、エステも同じ業態で何とか検定と、エステティシャンもぐじゃぐじゃで同じ構造なのです。消費者は資格があるとかないとか、何かを持っていないとここはできない店だとか、これだけの衛生管理を整えていないと店としては成立しないということは、わからないわけです。それは知識がないということがありますけれども、プロがわかっていることと、アマチュア、消費者がわかっていることの知識の格差が余りにもあるから、それをプロの方がきちんと自主規制なり何なりで補ってもらいたいということはありますが、厚労省のお話になりますけれども、プロアイリスト検定は、内閣総理大臣の職業技能評価機構というところが認定している検定です。この辺もよくわからないし、業界統一のお考えがどこまで覚悟ができていのかというのは、一度是非聞いてみたかったです。

○柿崎 まず、どうして協会団体が一つになれないかということですがけれども、どこの業界も統一して言えるのは、まつげエクステの業界をよくしていきたい、技術者を何とか守っていききたい、それは、各協会でも統一していることだと思います。ですが、実際どうして一つになれないかといいますと、現在、美容師法の問題があるからだと思います。現在の法律のまま分けないでやっていくべきだという考えもあれば、法律の解釈を変えていくような活動をしていきたいという解釈もあると思います。この問題がもし解決すれば、例えば検定試験とか、認定試験とか、そういったものに関してはどこの協会も一つになって、試験センターを例えば連合会として運営していくとか、そういった考えがあるということで、幾つかの協会が連合会という形で一つになっていると認識しています。

利権ということに関しては、ここの協会でも、例えば試験制度ですとか、そういったものを独占したいというふうに思っている協会があるとは私は思いません。どこの協会も同じように、こういうふうにしてほしい、こういうふうになってほしいという、目指しているものは一つですので、それがかなうのであれば、皆さんはどこの協会も統一された試験制度、認定制度、ガイドラインにのっとなって統一していくと思います。

○倉田座長 黒田さん、どうぞ。

○黒田オブザーバー 消費者庁消費者政策課長の黒田と申します。なぜ、私がオブザーバーでここに出させていただいているかということの説明を、簡単にさせていただきます。

国会で、参議院の消費者問題特別委員会がこの件について取り上げられまして、そこでの論点で、ということも理由となっております。国会でこの問題がどういう論点で議論されたのかについて、簡単に紹介させていただきたいと思います。

もともと、消費者庁所管の独立行政法人の国民生活センターというところで、全国の消費生活相談という、消費者の方の相談を受け付ける機関から集まった情報を集めて分析しています。そこで、まつげエクステーションに関し、目に問題があった、アレルギーが出た、そういった相談が寄せられたということを取り上げておりまして、お手元の参考資料

7の3枚目以降、国民生活センターからそういう報告が出て、それに基づきまして、最後のページに、私の名前で、組織改編前の政策調整課長名で厚生労働省の松岡課長に対して、この問題にしっかり対応してくださいとお願いしました。

このポイントは、指摘事項の中の一つに美容師資格を持たない方が施術をされている。これが問題ではないかという部分を取り上げたということで、実は、質問を取り上げた方は公明党の山本香苗議員と記憶しておりますけれども、消費者庁の立場として、この問題については、まつげエクステをするには美容師資格が絶対がないといけないということが前提になった要請書なのかというふうに問われております。実際には、そういう質問はたしか国会の中ではなかったのではないかと思いますけれども、そもそも我々に対して通告があった質問はそういう趣旨の質問でございます。消費者庁の立場としては、別にそれが完全に前提となった立場ではなくて、ここに書いてあるそのものでございまして、とにかく危害防止の徹底、営業者に施術の安全性の確保をしていただきたいということでございます。

そのときの山本先生の問題意識、これはいろいろ接していますので、国会の場でどこまでそういう趣旨で議論されたかという記憶に自信はありませんが、その他、接触した関係で申しますと、美容師資格というのは、大きく分けると2つ、衛生面と技術面の要素を持っているということでございまして、美容師資格を持っていれば、まつげエクステを施術するのに対して衛生的に見てちゃんと満たしているということが言えるのか。もう一つ、技術の面で見ても、美容師資格を持っていれば、まつげエクステに対して完全に問題ないかどうか。要するに我々の観点は事故が起きるかどうかということですので、その両方を満たすことができるかどうか。

先生がおっしゃっている感じだと、逆に美容師資格のすべてが、本当にまつげエクステだけやりたい人に対して例えば技術面の資格で全部必要なかどうか、という論点があったと記憶しておりますので、そういった論点が国会で、要するに衛生面と技術面を分けて、更にそれが全部必要か、満たしているか、それぞれ実際にどうなのかということで議論されたというふうに記憶しております。

以上、御紹介でございます。

○倉田座長 ありがとうございます。

○渡辺構成員 先ほど、協会がバラバラで利益集団という言葉がありましたが、確かにこの中身を見ると、1回の講習が2万1,000円とか、入会金がどうのこうのと書いてありますから、これは第三者が見ても、利益集団と見られてもしょうがないシステムになっています。そのためバラバラにあった協会が統一したからといって、全く変わるものではありません。結局、全体で圧力団体になるだけではないかと思われま。また協会の方で教育とかをきちんとやると言っていますが、問題は、そのような教育が適切に行われているかをどういう形で検証するかということです。

例えば医学部などはカリキュラムがあって全国统一された教育がなされていますが、授

業中に学生は寝ていたり、ほとんど勉強をしていない人もいます。最終的には、国家試験があってそこで十分な技術を習得したかを検証されるのですが、協会の中で勝手に試験をやって資格を認定するというのであれば、ほとんど意味がないと思われます。国家試験などがあればそれで検証できますけれども、それがないままやっていて、ただお金を集めるだけでは問題です。

先ほどのまつげエクステンションはまだいろいろ問題もあって、変わっていくということであれば、現在正しい教育が行われているという保証はありません。資格とか教育などを検証するには、恐らく十年とか二十年ぐらいかかる。そこまでしてから、まつげエクステンションの資格をつくるのか、いまのままでやるのであれば、美容師法という法律のっとしてつくることが重要になるのではないかと思います。

一番の問題は、消毒とか公衆衛生ということですから、その辺をないがしろにして、ただ技術だけやるというのは問題だと思います。美容師法というのがあるのですから、美容師学校などですべてのことを学んで、その上でまつげエクステンションとか、そういうことをやるという方が一般的な筋ではないかと考えております。

○柿崎 まず、まつげエクステを国家資格にするというところですがけれども、まつげエクステというのは、まだ技術としてはすごく新しい技術で、日々進化していくものだと思います。美容技術はみんなそうだと思いますけれども、とても進化の動きが速くて、道具も毎年変わっていきます。やり方も毎年進化して変わっていきます。ですから、国家資格をつくるのに十年かかれば、十年後は全く別の技術になっていると思います。

○渡辺構成員 勿論、試験や教育も毎年変え、毎年バージョンアップするべきです。

○柿崎 もしかしたら、まつげエクステもそのころにはないかもしれないです。それぐらい美容の業界というのは移り変わりがとても速いので、国家資格という形ではない方法で何らかの規制をしていただきたいというふうに思っています。

○枝折臨時構成員 私は美容を40年以上やっております、柿崎さんと同じように、10年前から美容師としてとり入れて勉強して、今は美容学校で4校、指導をしております。私がやっている中では、やはり技術面でもものすごく難しいです。特に私は男性でしたので、その中でも努力して、美容師と同じなのです。いろんな技術は訓練すればうまくっていきます。でも、衛生面とかそういう面では、ある程度の時間勉強しないといろんな問題が起きます。だから、いろいろ問題が起きたのではないかと私は思っています。

○鈴木臨時構成員 まつげエクステは、単位が緻密で繊細で正確な作業が要求されている、美容師はそこまでやっていないというようなことがありましたけれども、とんでもない話でございまして、理容師・美容師ほどミリ単位で健康を考えながら技術をするというのはないというふうに私は思っております。また、世界各国、日本全国、そういう中で、今、どういう病気がはやっているか、どういうことが起きているか、公衆衛生学的なところもしっかり学んで技術にも励んでいるわけで、決して目の周りだけのことを学ばばいいというのではなくて、体の一部ですから、やはり体の中で変化を起こしていれば、その部分

でないところに変化が出てくる。爪の色が変わるとか、目の色が変わるとか、肌が変わるとか、体全体の中の一部が変化することもありますので、私としては、しっかりと美容師法に基づいた勉強をして、更にそういう技術をマスターしたい人が、それに特化して学んでいけばいいのではないかというふうに思います。

まつげエクスをやるのに、生理解剖だの、皮膚科学だの、そんなに時間数学ばなくてもいいのではないか。カット、シャンプーなどは学ぶ必要はないのではないかということになるかもしれませんが、やはり肌質によってシャンプー剤、リンス剤も変わっているわけですから、そういう総合的なことを学んでそこに行く方が、より応用範囲が広がるのではないかと思っております。

○長見構成員 山崎さんに質問ですけれども、先ほど、教科書に導入予定ということでしたが、技術の方も入るのでしょうか。もう一つ、美容師の試験の方にもこれはとり入れられているのかどうか、お聞きしたいのですが。

○山崎 まず、最初の方のまつげエクステの技術というのは、教科書に出れば、これは必ずそれを教える先生がしっかりと養成され、先ほどの協会の御説明のように、技術というのはすごく深いですし、細かいですから、これについては、今、私たちがヘアダイやパーマメントをやるように、すごく詳しく毛髪の研究から皮膚の研究を含めて、衛生的な、最後の処理まで含めて完全なものをやる技術をつくってまいります。これは教科書である以上、当然なことでもあります。

2つ目の、試験にはどうしても出ないのかということですが、美容技術にはたくさんの技術がございます。試験の時間には減点があり、その中でどれを試験の項目にするかはいつも検討の課題になっております。その中で美容師として一番多くの人を採用にするもの、また、美容所で一番多く使うものを検証するという意味では、カットであり、スタイリングであり、あるいは学科は全部ですけれども、技術的にはカットとスタイリング、しかも基礎的なスタイリング、流行のないものを含めたベーシックなものを内容に選んでおります。ですから、いつの時代にか、ひょっとしたら入るかもわかりませんが、今は優先順位がありますので、試験には入れておりません。

○倉田座長 たくさん御意見をいただきました。ここで、今日、何かを決めることにはいきませんが、柿崎さん、最後にどうぞ。

○柿崎 まつげエクステの業界の立場として、美容師の技術については、とても細かい作業をされているのも、まつげエクステの技術者の方々が試験に落ちている、たくさん落ちてなかなか合格ができないという意味でも、とても細かい施術をされているのも理解しています。業務独占資格は守られるべきであるというふうにも思っています。

ただ、まつげエクステ協会が考えているのは、髪の毛を扱う技術と、まつげエクステでまつげを扱う技術というのは、先ほど適性が違うと言いましたけれども、数ミリレベルか、もしくはまつげになるとコンマ数ミリです。0.1 ミリ、それくらいの細かいレベルになりまして、どちらがいい技術かとか、技術的なのかということを行っているのではなくて、

種類が違うというふうに話しました。

○倉田座長 これでも最後にしたいと思いますが、まつげが特殊だという発想に関しても、私は非常に疑問に思っています。というのは、福下先生は眼科ですが、全身きちっと勉強をした上で眼をやっているわけで、私は病理学ですから、勿論、今でも全身ですが、大井田先生は公衆衛生で、全身をちゃんと勉強した上で公衆衛生の問題を始めていく。先ほど鈴木さんが言われたことまさにそのままですが、ですから、何か特殊なものがそこにあるためには、その背景ががっちりしたものがないと特殊なものは生きてこない。あるいは事故につながるということでもあります。

これを国家資格にしろということ、先ほど触れられましたが、それはどうしていくかというのは、今ここで、するなという話にはなりませんので、継続の問題にしておきますか。

○堀江課長 今日は長い時間、ありがとうございました。当然、まだ継続でございます。というのは、今日、柿崎さんからも話が出ましたように、団体にアドバイスしている医師の方の話も聞きましょうということも前から話が出ていますし、技術者の方はある意味1回目ですし、場合によっては、もう少し消費者の側から、今いらっしゃる委員でお話しただけでもかまいませんし、また、どんな方がいいか、御相談申し上げますけれども、もう少し続けさせていただけたらと考えております。

○倉田座長 ありがとうございます。

大変勝手なことを言って申し訳ありませんが、時間も相当オーバーしておりますので、本日は、まつげエステに関しましてはここままで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。あとは事務局の方で、来ていただく人とかをアレンジしてください。

○新津課長補佐 資料4に、この前こちらにお越しいただいた日本ウイングエクステンション協会さんの方から宿題事項の関係が提出されておりますので、御紹介をさせていただきます。

○堀江課長 今、柿崎さんから聞きましたが、柿崎さんは教えておられるようで、技術者ではないそうです。技術者の方はまた、次回からということになります。

○倉田座長 次の議題にいきたいと思えます。

最後のところですが、事務局、お願いします。

○新津課長補佐 資料5をごらんいただきたいと思えます。これは報告になります。

2月9日に開催されました第5回の検討会におきまして、ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度について御議論いただきまして、そのときに結論をいただいております。試験制度としましては、建築物環境衛生管理技術者試験、理容師美容師国家試験、それぞれ団体につきましては、ビル管理教育センター、理容師美容師試験研修センターが行っておりますが、検討会の場におきまして、指定制度の在り方という論点が1点目。2の(2)は手数料の見直しについて、ここににつきましてお話しいただくとともに、両団体から説明を伺っております。

3番にございますが、検討会での結論といたしまして、現行制度の下で継続して実施する。2点目として、その際に情報公開と説明責任を果たすこと。3点目としまして、問題の発生があれば、この検討会の場で御報告をいただくということで結論を得ておりますので、本日は資料としてまとめさせていただきました。

事務局からは以上でございます。

○倉田座長 これ1枚ですね。問題点は何ですか。

○新津課長補佐 問題点はございません。検討会で結論を得まして、それを紙としてまとめさせていただいたということでございます。

○倉田座長 これは、検討せよというところには提出されましたか。

○新津課長補佐 この後の流れでございますが、検討結果を報告といったことはございませんで、適宜、報告を求められた場合には対応していくということになります。

○倉田座長 では、今日はこれでよろしいかということですね。パッと見ていただいて、この前議論したことで、一応まとめはこれで、検討せよと言われたところの委員会に問われれば出すということのようですが、いかがでしょうか。何か疑問はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○新津課長補佐 ちょっと誤字が見つかりました。2の(1)の②でございます。「競参入」を「競争参入」ということで修正をさせていただきます。申し訳ございません。

○倉田座長 ほかに何かありますか。

では、もし直した方がいいと思う点がありましたら、事務局の方へ電話でもメールでもファックスでも、何でもいいですからお伝えください。

○新津課長補佐 事務局からもう1点だけ。資料の6をごらんいただきたいと思います。

建築物衛生法に基づく資格に関する検討事項でございます。これは、昨年12月14日に開催されました第4回の検討会におきまして、今後、建築物の衛生法に基づく資格について総務省からの勧告を受けておりまして、今後、検討していく必要があるといったことを、検討会の場で申し上げさせていただいたことでございます。

具体的には、検討していただかなければいけないこととなりますので、お手元の資料の一番下の欄をごらんいただきたいと思います。左から中ほどに、業務内容としまして、アンダーラインを引いておりますが、「登録営業所は、従事者に対し、研修を年1回以上受けさせるようにしなければならない」という現在の業務内容がございます。それに対しまして、総務省からの勧告によりまして、右側の検討事項に括弧でございますけれども、「実施頻度やその在り方について見直すこと」、ここの部分につきまして、この検討会の場で進めただけならばと考えております。

進め方は、次回以降の会議におきまして、臨時構成員の方の参加をいただき、また、関係者からのヒアリングを行いたいと考えておりますので、この検討会の場で御了承いただければと思っております。事務局の案でよろしいかどうか、座長の方からお諮りいただき

たいと思います。

○倉田座長 今、新津さんから説明がありましたが、これでよろしいですか。

○新津課長補佐 進め方について御了解いただければ。

○倉田座長 ということで、今後どうやっていくかというのがここに出ているわけですが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○倉田座長 これで終わりですね。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○新津課長補佐 次回以降は、具体的な日程を御連絡させていただきますので、よろしく
お願いいたします。